

No. 1

近畿地方整備局
事業評価監視委員会
(平成15年度第6回)

事業評価対象事業の位置図及び一覧表

平成15年12月10日

国土交通省 近畿地方整備局

平成15年度第6回 事業評価対象事業一覧表

(再評価)

No.	事業種名	事業名	採択年度等 (前回評価年度)
1	河川事業	紀の川直轄河川改修事業	S40(※1) (H10)
2	河川事業	大和川直轄河川改修事業	S41(※1) (H10)
3	河川事業	紀の川直轄河川環境整備事業	S54 (H10)
4	河川事業	大和川直轄河川環境整備事業	S57 (H10)
5	河川事業	揖保川直轄河川環境整備事業	S51 (H10)
6	河川事業	熊野川直轄河川環境整備事業	H3
7	道路事業	一般国道163号清滝生駒道路	S54 (H10)

※1 : 工事実施基本計画策定年度

(事後評価)

No.	事業種名	事業名	完了年度
1	道路事業	一般国道27号和知バイパス	H10



再評価対象事業一覧表

事業名	事業の目的・内容・規模	事業の進捗状況	社会経済情勢	環境	費用対効果
紀の川 直轄河川改修事業	<p>① 事業目的 洪水防御: 基準地点「船戸」において計画 高水流量12,000m³/s(1/150)を 安全に流下させる河道確保</p> <p>② 事業内容、規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削 2,700 万 m³ ・ 築堤 143 万 m³ ・ 堰 3 堰 ・ 橋梁 28 橋 	6. 3%	<p>① 過去の水害実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S28.9.25 台風13号 船戸流量 7,800m³/s 浸水戸数 11,078 戸 ・ S34.9.26 伊勢湾台風 船戸流量 5,870m³/s 浸水戸数 4,870 戸 ・ S57.8.2 台風10号 船戸流量 5,370m³/s 浸水戸数 5,160 戸 ・ H2.9.20 台風19号 船戸流量 6,420m³/s 浸水戸数 300 戸 ・ H6.9.29 台風26号 船戸流量 4,810m³/s 浸水戸数 128 戸 		B/C=1.7
大和川 直轄河川改修事業	<p>③ 事業目的 洪水防御: 基準地点「柏原」において計画 高水流量5,200m³/s(1/200)を 安全に流下させる河道確保</p> <p>④ 事業内容、規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削 17,743 千 m³ ・ 築堤 34.2Km ・ 根固 12 箇所 ・ 堰 2 箇所 ・ 橋梁 56 橋 <p>(道路・鉄道・水路橋)</p>	6. 2%	<p>② 過去の水害実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S54.6.27 前線 柏原流量 1,460m³/s 浸水戸数 576 戸 ・ S57.8.2 台風10号 柏原流量 2,497m³/s 浸水戸数 21,956 戸 ・ H5.7.4 前線 柏原流量 1,546m³/s 浸水戸数 170 戸 ・ H7.7.4 前線 柏原流量 2,016m³/s 浸水戸数 2,512 戸 ・ H11.8.11 低気圧 柏原流量 1,614m³/s 浸水戸数 441 戸 		B/C=14.4

再評価対象事業一覧表

事業名	事業の目的・内容・規模	事業の進捗状況	社会経済情勢	環境	費用対効果
紀の川(内川) 直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業)	① 事業目的 水質改善: 目標水質は環境基準 ② 事業内容、規模 有本揚排水機場(有本川導水) 2m3/s×2台 有本揚排水機場(大門川導水) 2m3/s×2台 有本導水路 L=160m 大門川導水路 L=1,170m 宇治取水場撤去1式	69.1%	① 人口の変化(和歌山市) H10 396,217人 H14 391,008人 ② 下水道普及率(和歌山市) H10 18.6% H14 24.0%	・高度成長期(昭和30年代)から、工場や家庭から河川への排水が増大。	B/C=4.6
大和川 直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業)	① 事業目的: 水質改善: 水質項目はBODとし、目標水質は環境基準。 ② 事業内容、規模 河川浄化施設 13施設	84.8%	① 人口の変化(大和川流域) H7 約2,168,000人 H12 約2,149,000人 ② 下水道普及率(大和川流域) H10 55% H14 67%	・河川浄化事業、下水道事業等の実施により、徐々に水質は改善されてきたが、未だ環境基準を満足するに至っていない。	B/C=4.1

<p>揖保川 直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業)</p>	<p>① 事業目的 水質改善： 目標水質は揖保川は環境基準、林田川はBOD3 mg/L以下、臭気(硫化物等) 2以下。 流量確保： 目標流量は林田川・構地点 0.44m³/s ② 事業内容、規模 (揖保川) 浚渫 87,900m³ 植生浄化等 370m (林田川) 浚渫 472,200m³ 植生浄化等 690m (左岸) 580m (右岸) 導水 0.5m³/s 覆土、ワンド1式 親水施設整備1式</p>	<p>88. 8%</p>	<p>① 人口の変化(揖保川流域) H10 640,630人 H14 641,946人 ② 下水処理人口(揖保川流域) H10 115,800人 H12 144,800人</p>	<p>・近年林田川では非灌漑期に水枯れが発生し、魚類等の水生生物の生息場、景観及び親水性を損ねている。</p>	<p>B/C=3. 1</p>
<p>熊野川(市田川) 直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業)</p>	<p>① 事業目的 水質改善： 目標水質は市田川の環境基準BOD 10 mg/L以下。 ② 事業内容、規模 (導水事業) 毎秒 1.0m³ (浚渫事業) 8,330m³</p>	<p>99. 5%</p>	<p>① 人口の変化(新宮市) H3 35,397人 H14 32,802人 ② 合併浄化槽処理人口(新宮市) H3 0人 H14 2,407人</p>	<p>・市田川の支川である浮島川の上流には国の天然記念物である「浮島の森」があり、観光の拠点でもあり、流域の都市化に当たって市田川及び浮島の森の水質が悪化。</p>	<p>B/C=2. 2</p>

事業評価を実施する事業の一覧表（道路事業）

事業評価対象箇所に関するデータ一覧表

No.	該当項目 ※1	都道府県名	事業種別 ※2	路線 番号	箇所名	事業概要	事業延長 (km)	事業化 年度	都市計画 決定又は 変更年度	用地 着手 年度	工事 着手 年度	全額 供用 年度	全体 事業費 (億円)	事業 進捗率 ※4	事業をとりまく社会状況等	事業の状況及び今後の見通し	コスト削減や代替案 立案の可能性	地方公共団体の要望等	B/C	対応方針 (原案)	
1	④	大阪府	地高	163	清滝生駒道路	・四條畷市、生駒市内の交通混雑の緩和 ・線形不良区間、異常気象時通行規制区間の解消 ・交通安全の確保 ・沿道環境の改善 ・地域開発の支援	11.0	S54	S54～S62	S56	S56	(H2) 1.7 (H5) 0.7 (H14) 1.2 計 3.6	990	37% (38%)	・T9=33836台/日 T11=33502台/日 ・混雑度2.07 ・主要渋滞ポイント 東中野交差点他1箇所 ・大阪の再生・元氣倍増プラン-大阪21世紀の総合計画- ・大阪府北河内地域21世紀活力圏創造事業関連 ・関西文化学術研究都市関連 ・埋蔵文化財が多い	・用地買収及び工事推進中 ・平成17年度一部4車化予定	・道路構造の工夫や建設発生土の有効利用等によりコスト削減に努める。	大阪府：事業促進 奈良県：事業促進 四條畷市：事業促進 生駒市：事業促進		2.9	事業継続

- ※1.（再評価該当項目）①事業採択後5年間を経過した未着工事業
②事業採択後10年間を経過し一部供用を含め継続中の事業
③事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業
④再評価実施後5年間が経過している事業
⑤上記に該当しないが事業の進捗状況、地元情勢、社会的状況等により再評価の必要がある事業（備考欄に理由を記入）

- ※2.（事業種別）高規格：高 地域高規格：地高 一般1次改築：1次 一般2次改築：2次
※3.（供用済み延長）これまでに暫定及び完成供用した延長で、延長の（ ）書きは暫定供用区間の4車線化延長
※4.（事業進捗率）事業費に対する進捗率で（ ）書きは暫定事業費に対する進捗率

注）「事業の状況及び今後の見通し」欄の供用目標については、用地の進捗が順調に進んだ場合のものである。また、5箇年内の供用目標には部分供用を含む。
注）一部供用済事業箇所のB/Cについては、供用区間以外の残区間で費用便益を算定したものである。

事後評価対象箇所に関するデータ一覧表

No.	該当項目 ※1	都道府県名	事業種別 ※2	路線 番号	箇所名	事業概要	事業延長 (km)	事業化 年度	都市計画 決定又は 変更年度	用地 着手 年度	工事 着手 年度	全額 供用 年度	全体 事業費 (億円)	事業をとりまく社会状況等	事業効果の発現状況	費用対効果分析に係る要因の変化	B/C	今後の事後評価 及び 改善措置の必要性
1	②	京都府	二次	27	和知バイパス	・異常気象時事前通行規制区間の解消 ・交通難所の解消	6.5	S57	-	S60	S61	H10	192	・T9=6939台/日 T11=5813台/日 ・異常気象時通行規制区間 ・中部振興拠点地域整備関連	・異常気象時通行規制区間の解消 ・沿道の災害発生の解消 ・路面冠水に伴う通行止めの解消 ・生活道路の代替路の確保	・旅行速度の向上 ・走行時間の短縮 ・交通事故の減少	1.0	なし

- ※1.（再評価該当項目）①事業完了後、事後評価の実施主体となるべき主体が、事後評価が必要であると判断した事業
②事業完了後5年間を経過した事業のうち、事後評価を一度も実施していない事業
③審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

- ※2.（事業種別）高規格：高 地域高規格：地高 一般1次改築：1次 一般2次改築：2次